

(参考)

事務連絡
令和4年12月 日

生活福祉資金緊急小口資金等特例貸付
償還（返済）開始されている、または開始になる皆様へ

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会

生活福祉資金緊急小口資金等の特例貸付金償還（返済）猶予について

先般、償還開始のご案内をさせていただいたところですが、令和4年10月28日、厚生労働省において、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援として、一部制度改正がなされたことを受けまして、下記のとおり償還（返済）猶予の取扱いを実施することといたしました。

つきましては、償還（返済）猶予を希望される場合は、同封しております別紙「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付金償還猶予申請書」（以下、「償還猶予申請書」という。）及び添付書類を下記までご送付いただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、申請いただいた後、本会にて審査し、結果について通知させていただきます。

記

1. 対象となる緊急小口資金等の特例貸付の資金種

- ①緊急小口資金特例貸付
- ②総合支援資金特例貸付（初回貸付）

2. 償還（返済）猶予期間

償還（返済）猶予の決定を受けた日から1年間となります。

※償還（返済）猶予とは、償還（返済）が開始される日を延ばす、もしくは償還（返済）が開始されている場合は、償還期限を延ばすこととなります。

※償還（返済）免除とは異なります。

※償還（返済）猶予の開始は、償還（返済）猶予の決定月の翌月から開始されます。

※裏面に参考例を記載していますので、ご確認ください。

3. 償還（返済）猶予の要件 ※以下の①～⑥のいずれかに該当することが要件となります。

- ①地震や火災等に被災した場合
- ②病気療養中の場合
- ③失業または離職中の場合
- ④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還（返済）猶予を受けている場合
- ⑤自立相談支援機関に相談を行った結果、当該機関において、償還（返済）猶予を行うことが適当であるとの意見を受けた場合
- ⑥上記と同程度の事由により、償還（返済）することが著しく困難である場合

※岡山県社会福祉協議会会長が認める場合に限る。本会による面談等を行います。

申請される際は、申請書と一緒に、該当する要件が確認できる書類を添付していただきます。

確認できる書類については、償還猶予申請書裏面に記載しています。

